

鹿児島市シティプロモーションキャラクター「マグニオン」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市（以下「市」という。）のシティプロモーションキャラクター「マグニオン」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの目的等)

第2条 キャラクターは、鹿児島市シンボルマーク「マグマシティ」に込められたメッセージを、広く市内外に浸透させるために生まれたものである。

(キャラクターの仕様)

第3条 キャラクターの仕様は、別記キャラクター使用ルールブック（以下「使用ルールブック」という。）のとおりとする。

2 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(使用申請)

第4条 キャラクターの使用を希望する者は、鹿児島市シティプロモーションキャラクター使用申請書（様式第1号）を「鹿児島市長」（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (3) 個人が市をPRする目的で使用するとき。
- (4) その他、市長が適当と認めるとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、鹿児島市シティプロモーションキャラクター使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) キャラクターの使用内容がわかる資料又は見本等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(使用承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、鹿児島市キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により承認する。

2 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないこととする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあると認められる場合

- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用のおそれがある場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用のおそれがある場合
- (9) 市への誇りと愛着を持たない者が使用のおそれがある場合
- (10) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (11) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (12) 使用ルールブックに定めるキャラクターの仕様及び使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (13) 市のプロモーションの趣旨に反するおそれがある場合
- (14) その他、市長が不相当と認める場合

（使用期間）

第6条 キャラクターの使用期間は、前条の承認を行った日から最長3年間とし、これを超えて使用する場合は、改めて前条の申請を行わなければならない。

（申請内容の変更等）

第7条 第4条の申請を行った者が当該申請の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ鹿児島市シティプロモーションキャラクター使用変更申請書（様式第3号）に第4条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、変更を承認するときは、鹿児島市シティプロモーションキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により承認する。

（使用料）

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと
- (2) 当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、市は一切の責任を負わない
- (3) キャラクターを商品化した製作物等を商標登録しないこと

（商品の状況報告）

第10条 商品の製造及び販売を目的として使用した者は、鹿児島市シティプロモーションキャラクター商品状況報告書（様式第4号）により前年度の実績を報告しなければならない。

(使用承認の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、キャラクター使用承認取消通知書(様式第5号)を送付し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反していると認められる場合
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第5条第2項のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他キャラクターの使用の継続が不相当であると認められる場合

2 使用者は、キャラクターの使用承認が取り消された場合、当該使用取消の日からキャラクターを使用できないものとする。

3 市は、第1項の使用取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第12条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与するものではなく、また、使用者又は使用者がキャラクターを使用して製作した物品等について市が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この要領による申請に要する費用及びキャラクターの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、キャラクターの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに全責任を負い対処するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 市長は、キャラクターの利用促進等を図る観点から、第4条及び第7条の申請によるキャラクターの使用状況について、情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この要領に関する事務は、総務局市長室広報戦略室が行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。